平成２３年（フ）第６００号
宮城県黒川郡大和町落合舞野字大横手９番地の１　15Ｂ18Ｌハニーバレーキャッスル101
債務者　板垣　昭宏
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
仙台市青葉区川内川前丁47番地の２
債務者　畠山　裕康
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３３号
愛知県津島市兼平町１丁目140番地　メゾンドール兼平Ｃ棟101号
債務者　松原　敏枝
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１０号
神戸市灘区鶴甲２丁目１番35―401号、従前の住所長野県飯田市松尾代田1412番地
債務者　シュナイダー宏美（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１３号
神戸市長田区大橋町５丁目２番１―903号
債務者　松岡　浩之
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３６号
神戸市須磨区北落合５丁目１番331―304号
債務者　久山　光明
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９７号
神戸市長田区大谷町１丁目６番14号
債務者　松田三智子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６３号
神戸市灘区篠原伯母野山町２丁目２番１―209号
債務者　高島志保美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿500番地６
債務者　松井　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所164番地１
債務者　徳本　健志
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５２５号
広島県廿日市市物見西１丁目12番18号
債務者　末角美由紀（旧姓椴木）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１４号
広島市西区三篠北町13番18号
債務者　川原　典子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９５号
広島市安佐北区口田南３丁目20番７―302号第２正田ビル
債務者　神宮　大輔
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
宮城県白石市福岡長袋字山ノ下35番地
債務者　我妻よう子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５２号
宮城県白石市福岡長袋字山ノ下35番地
債務者　我妻　新一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字栄町34番地
債務者　森　　春夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１２１号
福島県伊達市保原町所沢字根子屋34番地
債務者　横山　久芳
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福島地方裁判所